

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和5年11月29日付けの保護決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

立ち退きによる転居費用の見積書を担当ケースワーカーに提出した際に前家賃による問題をインフォメーションされていないのに転居完了後にそのことを理由に住宅扶助費の返還を求められるのは理不尽で不当である。そのお金を返還してしまったら生活が成り立たなくなる。53,700円もの金銭をどう工面すればよいのか、福祉事務所から借金を背負わされるのは到底納得できない。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 9月 4日	諮問

令和7年 10月22日	審議（第105回第2部会）
令和7年 11月17日	審議（第106回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の基準

法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

#### (2) 住宅扶助

法11条1項3号は、保護の種類として「住宅扶助」を挙げ、法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。

#### (3) 職権による保護及び変更

法25条2項及び同項が準用する法24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないものとしている。

この点、保護費の過払が生じた場合であっても、実施機関が誤りの発見後に再算定を行い、遡及的に正しい扶助額に変更する決定をすることは可能であるが、一般に、最低生活費の遡及変更の限度は、3か月程度（発見月からその前々月分まで）と解される（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」（以下「問答集」という。）問13-2・答2参照）。なお、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするもので、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものと認められる。

#### (4) 届出の義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならないとしている。

#### 2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、令和5年10月19日、請求人は、貸主から、本件立退料として400,000円の支払を受けたこと、同月23日、請求人は、転居に係る賃貸借契約を締結し、同契約に当たり、転居先に係る同年11月分の賃料53,700円（月額）を含む240,390円を支払ったこと、同年11月2日、処分庁は、請求人に対して、同月分の保護費として、住宅扶助費53,700円を含む133,570円を支給したことが、それぞれ認められる。

そうすると、処分庁は、請求人が、令和5年11月分の家賃について、同年10月中に本件立退料から既に支払済みであるため、同年11月分に係る住宅扶助の必要がないものとして、法25条2項に基づき、同月分に係る住宅扶助費を削除することを内容とする本件処分をしたものであり、違法又は不当な点は認められない。

#### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり主張するが、そもそも、請求人は、担当職員から、本件立退料の受取後は速やかに収入申告をするよう説明を受けたにもかかわらず申告をせず（法61条）、また、本件処分が法令等の定めにもとって適法になされたものであることは上記2で述べたとおりであるから、請求人の上記主張には理由がない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己